

フットボールの試合における
コーチの宗教行為と修正1条
- Kennedy v. Bremerton School Dist.

中 曾 久 雄

判例研究

フットボールの試合における コーチの宗教行為と修正1条 – Kennedy v. Bremerton School Dist.¹⁾

中 曾 久 雄

1 事案の概要

原告は、Bremerton 高校のフットボールチームのヘッドコーチとして勤務していた。ヘッドコーチに就任した最初のシーズン以来、各試合の終了時に50ヤードラインまで行き、膝をついて頭を下げ、「選手の安全とスポーツマンシップに対する感謝の祈りを約15～30秒間」静かに行うという習慣を始めた。これは、Facing the Giant という映画の影響であるということである。最初は1人で行っていたが、2009年のシーズンには、試合後の祈りの前に、Bremerton 高校の他のコーチや選手、時には相手チームの選手の前で、奮起を促すスピーチも行うようになった。原告は、Bremerton 高校の学区から、試合後の祈りをやめるように指示され、閉鎖された場所で祈れば良いと言われた。原告はこれを拒否した。学区は原告に警告書を出し、やめるか懲戒処分を受けるかを告げたが、原告は以前と同じように祈り続けた。原告は、学校の方針に従わなかったという理由で、業績評価を低くされ、契約が更新されなかった。原告は雇用機会均等委員会に訴えを提起し、雇用機会均等委員会から告訴状（right to sue letter）を得て、連邦地裁に訴えを提起した。連邦地裁はこの申し立てを却下した²⁾ その後、

1) No. 21-418 (U. S. June 27, 2022).

2) Kennedy v. Bremerton Sch. Dist., No. 3: 16-cv-05694 (W. D. Wash. Aug. 9, 2016).

第9巡回区控訴裁判所も連邦地裁の判決を支持した³⁾

2 判旨 破棄差戻し

2-1 Gorsuch 裁判官の法廷意見 (Roberts 首席裁判官, Thomas 裁判官, Alito 裁判官, Barrett 裁判官が同調, Kavanaugh 裁判官が一部同調)

原告の Kennedy 氏は、学区の行為が修正1条の信教の自由条項と表現の自由条項の両方に違反するという主張をしている。これらの条項は連動している。信教の自由条項が宗教行為を保護する場合、それが伝達的かどうかにかかわらず、表現の自由条項は表現的な宗教行為に対して重複した保護を提供する。当法廷の判例によれば、原告は、一定の負担を負う。信教の自由条項は、宗教上の信念を内面的かつ密かに抱く権利を保護するだけではない。この条項は、あらゆる種類の宗教上の信念を持つ人々が、「身体的行為の遂行(または禁欲) (the performance of (or abstention from) physical acts)」を通じて、日常生活の中でその信仰を行う能力を保護することで、重要な作用を果たす。原告は、信教の自由と表現の自由の条項に基づく権利侵害を証明する責任を負っている。当法廷の判例によれば、原告は、政府が「中立的」あるいは「一般的に適用可能」ではない政策に従って、彼の誠実な宗教行為に負担をかけたことを証明することも含まれる。原告がこのような証明をした場合、当法廷は、政府がその政策は政府のやむにやまれぬ利益によって正当化され、その利益の追求のために狭く仕立てられていることを示すことによって、厳格審査を充足することができない限り、修正1条違反を認定する。

Kennedy 氏がその負担を果たしたことには、議論の余地はない。Kennedy 氏が真摯に動機づけられた宗教行為を行おうとしていることに、疑問を持つ人はいない。この問題は、彼が監督を務める各試合の終了時に「競技場で」短時間、自身で「祈りを通して感謝を捧げる」ことである。当法廷が争点としている行為は、チームや他の聴衆の前で祈りを指導することではない。Kennedy 氏の「宗教上の信念は、生徒を巻き込んだ祈りを導くことを必要としない」、と述べている。また、Kennedy 氏の短い祈りを禁じたことで、学区が中立的かつ一般的に適用される規則に従って行動しなかった

3) Kennedy v. Bremerton Sch. Dist., 869 F.3d 813 (9th Cir. 2017).

ことを疑う者はいない。政府の方針は、それが「特に…宗教行為に向けられたもの」である場合、中立とは認められない。政府の政策が、「宗教行為を禁止する一方で、政府の主張する利益を損なう世俗的行為を同様の方法で許可している」場合、または、「個別の適用除外の仕組み」を提供している場合、一般適用性の要件は満たされない。中立性のテストと一般的適用性のテストのいずれかが失敗であれば、厳格審査を行うのに十分である。本件の場合、学区の方針は中立でもなければ、一般的に適用されるものでもない。学区は、Kennedy氏の行為を少なくとも部分的にはその宗教上の性格から制限しようとしたのである。学区の異議申し立ては、一般的な適用性のテストにも該当しない。2015年のフットボールシーズン後の学区の業績評価は、Kennedy氏が監督業務に失敗したという理由で再雇用をしないよう助言している。しかし、実際、これは、Kennedy氏の宗教行為に特化した特別の要求であった。学区は、コーチが試合後、監督をせず、友人と遊びに行ったり、試合後に、友人との面会や個人的な電話をするために、監督の業務を一時的に見合わせることを認めている。従って、試合後の監督義務は、公平で全面的な方法で適用されたわけではない。

Kennedy氏の表現の自由の主張に関して言えば、当法廷の判例は、修正1条の保護が「教師と生徒」にも及ぶこと、そして、「表現や報道の自由に対する憲法上の権利を校門で失う」ものではないことを、私達に想起させる。もちろん、いずれも公立学校職員の表現の自由が無限であり、いつでも誰にでもどんなメッセージでも伝えることができるということの意味するものではない。教師やコーチは、私人であることに加え、政府を代表して発言し、政府の意図するメッセージを伝えるために一部給料ももらっている政府職員でもある。表現の自由と政府の雇用の間の相互作用に関連する複雑さを説明するために、Pickering判決、Garcetti判決、関連する当法廷の判決は、2段階で進めることを示唆している。第1段階は、問題となる表現の性質に関する閾値の吟味（a threshold inquiry into）である。公務員が「公務に従って」発言した場合、この種の表現は少なくとも憲法上、政府自身の表現であるため、表現の自由条項は、一般的に雇用者の統制や懲罰からその個人を保護しないと、述べている。職員が「公共の関心事に取り組む市民として発言する（speaks as a citizen addressing a matter of public concern）」場合、当法廷の判例は、修正1条が関わる可能性があり、第2段階に進むべきであると示している、と述べている。第2段階は、被雇用者の表現の利益が、「雇用者である国家がその従業員を通じて行う公共サービスの効率化を促進する

利益)よりも大きいかどうかを検討する。原告と被告は、Kennedy氏の表現の自由の主張を解決するために、少なくとも、このPickering-Garcettiの枠組みのある側面を採用することを求めている。原告と被告は、Kennedy氏の表現が公共の関心事に関わるものであることに同意している。また、Kennedy氏の表現は、学問の自由(academic freedom)の問題を提起していないことを認めているようである。Pickering-Garcettiの枠組みの第1段階において、当事者の不一致は1つの問題だけに集中していることが判明している。Kennedy氏が行った祈りは、私人として行ったのか、あるいは、学区に帰属する政府による表現に相当するのか、である。

Kennedy氏は、彼の表現が政府の表現ではなく、私的な表現であったことを証明した。Kennedy氏が停職処分を受けた3つの祈りの言葉を発したとき、彼はコーチとしての職務の「通常範囲内(ordinarily within the scope)」の表現を行ったのではない。彼は、政府の方針に従って発言したわけではない。政府が作成したメッセージを伝えようとしたわけでもない。彼は、選手に指示し、戦略について議論したり、フィールド上でのパフォーマンスを向上させることを奨励したり、学区がコーチとしての彼に報酬を支払って表現したわけではない。Kennedy氏の祈りは、公務員としての責任に「その存在を負っている」わけではない。重要なのは、Kennedy氏がコーチとしての職務の範囲内で行動しながら祈りを捧げたかどうかということ、である。そして、Kennedy氏の表現の実質とそれを取り巻く状況の両方を総合すると、彼はそうではなかったという結論に達する。第2段階として、政府は、雇用者としての利益が、公共の関心事に関する従業員の私的な発言に優先することを証明しようとするだろう。信教の自由または表現の自由のどちらで見るにせよ、この時点では、負担は学区に移る。信教の自由条項の下で、政府は、通常、少なくとも厳格審査を充足しなければならず、原告の保護される権利に対するその制限が、やむにやまれぬ利益にかなうものであり、その目的のために仕立てられていることを示さなければならない。学区は、Kennedy氏の主張に以下の基準を適用するよう求めている。中間基準の適用である。最終的には、どの基準を適用するかは問題ではない。学区は、どの基準の下でもその負担を維持することはできない。

学区は、Kennedy氏の停職処分が国教樹立条項違反を避けるために不可欠であったと主張している。Kennedy氏の祈りは、信教の自由と表現の自由条項によって保護されていたかもしれない。しかし、彼の権利は、国教樹立条項の相反する要求と「直接

的緊張関係 (direct tension)」にあった。この衝突を解決するためには、ケネディ氏の権利は「放棄 (yield)」しなければならないと、学区は理由づけた。第9巡回区控訴裁判所も同様に考えた。しかし、どうしてそうなるのだろうか。確かに、当法廷は、しばしば、国教樹立条項、信教の自由条項、表現の自由条項をそれぞれ別の単位として言及することがある。しかし、この3つの条項は、同じ修正1条の条項の同じ文中に出てくる。修正1条の文章を自然に読めば、以下のように思われる。修正1条は「相補 (complementary)」な目的を持つものであり、ある条項が常に他の条項より優位に立つような相争うものではないことを示唆している。学区は、このように異なる理解に至った。それは、「合理的観察者 (reasonable observer)」が、政府が宗教を「是認した (endorse)」と結論づけることができる場合は、いつでも国教樹立条項違反であるという前提から出発している。そして、学区は、「合理的観察者」が、「Kennedyの宗教行為を止めないことによって、それを是認した」と考える可能性があるという見解を示した。合理的観察者は、祈りを許可することによって、学区がKennedy氏のメッセージを是認していると（誤って）理由付けることができたので、たとえ、それが他の保護された修正1条の行為を制限することを意味したとしても、行動しなければならないと考えたのである。このように、学区は、事実上、「一方では国教樹立条項を、他方では、表現の自由と信教の自由を保障する万力 (vise)」を作り上げ、そして、自ら課した罫から抜け出すための好ましい方法を選択したのである。第9巡回区控訴裁判所もこれを支持した。しかし、第9巡回区控訴裁判所が見落としているのは、当法廷がレモンテストとエンドースメントテストを放棄したということである。当法廷は、「歴史的な慣行と理解の参照 (reference to historical practices and understandings) によって国教樹立条項を解釈しなければならない」と指導している。

学区によると、礼拝の強制は、国教樹立条項の本来の意味を考えれば、国教樹立条項違反になるという。もちろんこのような強制は、修正1条を採択したときに、国教樹立条項の最も重要な特徴の1つであったことに間違いはない。しかし、この場合、Kennedy氏の私的な宗教行為は、保護された私的な表現と許されない政府の強制を隔てるいかなる線も越えてはいないのである。彼は、いかなる生徒にも祈ることを強制したり、要求したり、求めたりしたことはない、と繰り返し述べている。Kennedy氏が続けようとした唯一の祈りは、彼が在任中に「行い始めた」もので、彼が1人で捧げる祈りであった。Kennedy氏は、生徒に祈りを指示しようとしたり、他の誰かに参

加を求めたりはしなかった。彼の計画は、選手が席を立つまで祈るのを待つことであり、彼はそれを「全員に言った」のである。学区が彼を停職処分にしたのは、2015年10月にこの種の祈りだけで、3回行ったためである。当然、Kennedy氏がフィールドで1人静かに祈ることを提案したことで、彼の宗教行為を見る人がいたはずだ。身近な人も彼の声を聞いていたかもしれない。しかし、あらゆる種類の表現や祈りを許容する方法を学ぶことは、「多元的な社会で生きる方法を学ぶことの一部 (part of learning how to live in a pluralistic society)」であり、「寛容な市民 (a tolerant citizenry)」に不可欠な性格特性 (a trait of character) である。当法廷は、「中等学校の生徒は十分に成熟しており、学校が非差別的根拠により許可した表現に参加するよう強制することはおろか、支持することもないことを理解している」とも承認してきた。もちろん、このような強固な憲法上の保護を享受する社会で必ず遭遇する、ある種の表現や祈りに反感を抱く人もいるだろう。しかし、反感を抱くことは強制ではない。学区は、Kennedy氏がコーチとして「生徒に対して多大な権威と影響力を行使していた」ので、生徒は彼のそばで祈らざるを得なかったかもしれないと反論している。当法廷が知る限り、学区が保護者から聞いたという懸念は、Kennedy氏が在職する以前から行われていたロッカールームでの祈りや試合後の宗教上の話であり、これらはすべて学区の要請でKennedy氏が中止したものである。Kennedy氏が停職に至った試合後の静かな祈りについて、誰かが強制的な懸念を学区に表明したという記録はない。さらに、学区が示唆するのは、教師やコーチが目に見える形で宗教行為を行うことが、生徒への許容されない強制 (impermissibly coercive on students) とみなすべきである、ということである。このようなルールは、当法廷の国教樹立条項の法理が、ルールから外れてしまったことを確実に示すものである。信教の自由を守るという名目で、学区が宗教上の自由を抑圧することになる。宗教上の表現に対する修正1条の二重の保護を尊重するのではなく、むしろ、それは世俗的な活動を優先させようとする。また、このルールは、多様な表現活動を許容する方法を学ぶことが、常に、「多元的な社会で生きる方法を学ぶことの一部」であったという憲法の長い伝統を損なう。

本件は、個人の権利と国教樹立条項との間に矛盾を生じさせる必要があるかどうかにかかっている。学区は、ある憲法上の保障を優先する正当な理由を提示できないだけでなく、他の憲法上の保障を優先する正当な理由も提示できない。両者が対立していることを示すことさえできない。宗教上の表現の尊重は、自由で多様な共和国での

生活に不可欠なものである。本件で、政府は、修正1条の信教の自由と表現の自由の条項によって二重に保護されている、短い、静かな、個人的宗教行為を行った個人を罰しようとした。そして、政府がその処罰を正当化した唯一の理由は、宗教行為を摘発し弾圧する義務があるという誤った考え (mistaken view) である。憲法は、そのような差別を義務づけるものでも許容するものでもない。

2-2 Thomas 裁判官の同意意見

私は、法廷意見が Kennedy の権利行使の自由の主張に関する2つの問題を解決していないことを強調する。第1に、法廷意見は、信教の自由条項の下での公務員の権利が、一般市民が享受する権利と異なるかどうかを決定することを控えている。第2に、法廷意見は、公務員の宗教上の表現を制限することを正当化するために、政府がどのような負担を負わなければならないかについて判断していない。

2-3 Alito 裁判官の同意意見

当法廷は、私的表現に対する報復はどの基準によっても正当化されないということだけを判示している。この理解に基づき、私は法廷意見に全面的に賛同する。

2-4 Sotomayor 裁判官の反対意見 (Breyer 裁判官, Kagan 裁判官が同調)

Kennedy の祈りは、強制的なものでもある。当法廷は、以前、学校関係者が関与する場合、強制の可能性が高くなることを認めている。学校関係者が祈りを指導することは、国教樹立条項に違反するという圧倒的な判例があるにもかかわらず、法廷意見は、Kennedy の祈りが国教樹立条項に違反しないとされた。裁判所の歴史と伝統のテストは、学校の管理者にとって何の指針にもならない、と言うだけで十分である。法廷意見は、個人の選択した時間と場所での個人的な宗教行為という一個人の利益を、政教分離を保護するという社会の利益よりも優先させ、すべての人のための宗教上の自由の保護を侵食するものである。

3 分 析

本件には、2つの問題が提起されている。第1に、原告の行為が公務員としての行

為に該当するのか、あるいは、私人としての行為（表現行為）に該当するのか、第2に、原告の行為が国教樹立条項に反するかどうか、である。

第1の問題についてである。一般的に、教師は公務員であることを理由に、修正1条の権利を放棄しているとされている。故に、公務員が職務上の表現を理由に解雇や懲戒処分を受けた場合、修正1条に基づく表現の自由の保護を受ける権利はないとされている⁴⁾。憲法上、そのような表現は私的な表現ではなく、政府の表現としてみなされる。ただ、公務員の表現が私的か公的かを判断することは、学校という環境では特に困難である⁵⁾。この点について、*Pickering v. Board of Education*⁶⁾では、教師が公共の利益に関する問題について発言する場合、表現の自由を放棄するものではないと判示した。ここでは、公務員が私人に与えられているのと同じ修正1条の権利を主張できるかどうかを判断するために、balancing testを適用した。そして、問題となった学資援助は正当な公益の問題であり、この問題に詳しい教師は、報復を恐れることなく自由に発言できるはずであるとした。被雇用者の権利と政府の利益とのバランスをとるこの審査は、*Pickering*テストと称される⁷⁾。その後も、*Connick v. Myers*においても、公務員の表現が修正1条の保護を受けるためには、公務員が公共の関心事について市民として発言しているかどうかを判断し、市民としての表現として判断されると、*Pickering*テストを適用し、雇用者の利益が当該公務員の表現の自由を上回るかどうかを審査している⁸⁾。また、*Garcetti v. Ceballos*では、*Pickering*テストを用いて、職員の表現が公的責任に基づいて行われる場合、修正1条は懲戒処分を禁止するものではないと判断した⁹⁾。*Garcetti*における枠組みが、教師の表現の自由に対してどのように適用されるかについては、これまで不明確であった¹⁰⁾。*Garcetti*判決では、「今日、

4) *Garcetti v. Ceballos*, 547 U. S. 410, 419 (2006).

5) Mark Strasser, *Pickering, Garcetti, & Academic Freedom*, 83 BROOK. L. REV. 579, 606, 609-10 (2018).

6) 391 U. S. 563 (1968).

7) Joseph O. Oluwole, *The Pickering Balancing Test and Public Employment-Free Speech Jurisprudence: The Approaches of Federal Circuit Courts of Appeals*, 46 DUQ. L. REV. 133, 139 (2008).

8) *Garcetti v. Ceballos*, 547 U. S. 410, 418 (2006).

9) 547 U. S. 410, 421 (2006).

10) Pat Fackrell, *Note, Demers v. Austin: The Ninth Circuit Resolves the Public Employee Speech Doctrine's Uncertain Application to Academic Speech*, 51 IDAHO L. REV. 513, 522 (2015).

当法廷が行った分析が、教育に関連する表現の自由の事例にも同様に適用されるかどうかは、決定する必要はない」としていた¹¹⁾この点について、本判決における法廷意見は、Pickering 判決、Garcetti 判決を2段階審査として理解し、第1段階は、問題となる表現の性質に関する閾値の吟味を行い、公務員が「公務に従って」発言したかどうかを問う。第2段階は、被雇用者の表現の利益が、「雇用者である国家がその従業員を通じて行う公共サービスの効率化を促進する利益」よりも大きいかどうかを審査する。その上で、法廷意見は、表現の実質とそれを取り巻く状況の両方を総合すると、原告の表現が政府の表現ではなく、私的な表現であったとする。そして、第2段階で、学区は厳格審査を充足できないとする。

本件で問題になった原告の行為は、法廷意見も指摘する通り、修正1条のもとで宗教行為としても、表現行為としても、憲法上の保護を受けることになる¹²⁾公立学校の教師とコーチの職務は広範かつ多面的である。教師が多感な思春期を過ごす生徒を支援することは、教師としての利益と市民としての利益の双方に関わっている。教師が行う表現は、教師の職業的責任に起因するだけでなく、市民としての立場から行うものである。特に、高校の教師やコーチは、生徒の生活において重要な役割を担っている。生徒はしばしば教師の助言に従ったり、コーチを模範としていたりするが、時には、両親よりも教師やコーチに積極的に従うこともある¹³⁾こうした事実からも、原告の行為が修正1条の保護のもとにあるとする法廷意見は妥当というべきであろう。

第2の問題についてである。国教樹立違反かどうかを判断するための基準として広く使用されたのが、レモンテストである。これは、Lemon v. Kurtzman¹⁴⁾において示されたものである。政府の行為が、1つ目に、世俗目的を有しているかどうか、2つ目に、行為の主要な効果が宗教を抑圧するものかどうか、3つ目に、当該行為が宗教との過度のかかわり合いを促すものかどうかということを問い、1つの基準でも満たすことができなければ、当該行為が違憲になるというものである。その後、エンドースメントテストが提示されることになる。これは、Lynch v. Donnelly¹⁵⁾において

11) Garcetti, 547 U. S. at 425.

12) Maya Syngal McGrath, *Teacher Prayer in Public Schools*, 90 *FORDHAM L. REV.* 2428, 2476 (2020).

13) *Id.* at 2478.

14) 403 U. S. 602 (1971).

15) 465 U. S. 668 (1984).

O'Connor 裁判官により提唱されたものである。エンドースメントテストは、「政府が、政治共同体における市民の地位に関連させるような仕方、特定の宗教へ是認することを禁止する」ものである¹⁶⁾ しかしながら、国教樹立条項違反を判断する基準は確たるものがなく、裁判官の間でも見解がわかれているというのが現状である¹⁷⁾

法廷意見は、レモンテスト、エンドースメントテストが放棄されたとし、歴史的な慣行と理解の参照によって、国教樹立条項を解釈しなければならないとしている。その上で、本件で問題となったのは、原告が1人で捧げる祈りであり、生徒に祈りを指示しようとしたり、他の誰かに参加を求めたりはしなかったので、国教樹立違反にはならないとする。これに対して、Sotomayor 裁判官の反対意見によれば、法廷意見は、個人の選択した時間と場所での個人的な宗教行為という個人の利益を、政教分離を保護するという社会の利益よりも優先させた、と批判する。

本件では、生徒への祈りの強制という点で言えば、生徒への祈りの強制という事実はなく、原告が試合中または試合後に50ヤードラインにて単独で短時間祈っただけであり、ここに、国教樹立条項違反の要素はない¹⁸⁾ また、原告の行動や行為に対して、生徒や親からの苦情の申し立てもない。こうした状況にも関わらず、学区が先手を打って原告を処分したことは、法廷意見も指摘するように、宗教行為を弾圧するという問題が存在しており、こうした弾圧は文字通り修正1条に反することになる。国教樹立条項を隠れ蓑にして、政府が純粋な表現行為・宗教行為を弾圧することは許さないとすべきである¹⁹⁾

16) Id. at 688 (O'Connor J., concurring).

17) Thomas B. Colby, *A Constitutional Hierarchy of Religions? Scalia, the Ten Commandments, and the Future of the Establishment Clause*, 100 NW. U. L. REV. 1097, 1122 (2006).

18) McGrath, *supra* note 12, at 2486.

19) これは日本国憲法下においても同様である。君塚正臣『憲法－日本国憲法解釈のために』(成文堂, 2023年) 332頁。